

一村限明細絵図清図の図様と接合形態

― 接合シミュレーションを通して ―

山 田 稔

一村限明細絵図(地下上申絵図、註①)は、享保五年(一七二〇)以降、萩藩絵図方井上武兵衛の手で進められた防長両国全域にわたる村明細絵図作製事業の成果であり、その現存数一三二三枚(註②)におよぶ一大絵図群である。筆者はこれまで当該絵図群を構成する「地下図(地下絵図)」、「清図(清書絵図)」の内容を報告してきたが、このうち、「清図」については、前稿(註③)で、明和五年(一七六八)の井上武兵衛の絵図方退役時点で全村の清図は完成しておらず、その後も事業は継続されたが、最終的に清図の作製範囲は防長両国全域に及ばなかったことを明らかにし、その接合範囲は辛判・支藩領域ではなく、郡域であることを報告した。ただしこの際には接合性の大枠を示したにとどまり、各郡内の接合状況の報告には至らなかった。

本稿では、前稿の補完として、郡ごとの接合状況を写真を使用したシミュレーションを通して確認し、併せて清図各葉の図様の分類を行い、清図の図様と接合形態を詳細に報告してみたい。

一 清図の郡別接合形態 — 写真による接合シミュレーション —

縮尺三六〇〇分の一の清図の接合作業は、数村単位では机上で行えるが、郡全体に及ぶとなると広大な作業面積が必要となる。前稿で紹介したように、昭和六一年暮れに、体育館を使用して長門部の全清図を接合する機会があったが、その際も作業に手間取り、時間制限もあつて接合状況の概要確認にとどまらざるを得なかつた。実物の清図を使用した広範囲での接合性やその全体図像の確認(垂直方向からの俯瞰が必要)は、絵図の大きさや数量の多さが制約となり、支障が多く、別の確認方法の考案が課題となつていた。

その後筆者は、このような大型の接合式絵図の全体図像を確認する方法として、同率撮影による写真を使用した接合シミュレーションが有効であることを、次の二例の作業を通して確認した。一例は一村限明細絵図の製作に携つた萩藩郡方地理図師有馬喜惣太が、明和四年(一七六七)に完成させた「防長土図」(本体数一五切、重要文化財、山口県立山口博物館蔵)の接合であり、他の一例は、現在の山口県玖珂郡錦町域(絵図枚数一二)の清図接合である。これらは拙稿「有馬喜惣太製作「防長土図」について」(「山口県立山口博物館研究報告第16号」、一九九〇)および「錦町史民俗編—山と里と人と暮らし」第五章ムラの景観(錦町、一九九六)で成果を発表している。

本稿のシミュレーションは、同様の方法で清図三五五枚(註④)を対象に実施したものである。撮影には経費と効率を勘案して35mm一眼レフカメラ(註⑤)を使用し、清図を一枚ずつ壁面に張り付け、垂直方向にカメラを固定して撮影を進めた。清図は村境に沿って切り抜かれた複雑な形状をしており、且つ大きさも区々で、一辺が3mを超える大図も含まれるため、絵図の展開・張り付け作業に多くの時間を費やした。図様データの採取も同時に行つたため、

撮影作業は延べ一五日間に及んだ。撮影終了後は、プリント版(この場合の写真の対絵図原本縮小率は約四・六%)を絵図の輪郭に沿って綿密に切り抜き、台紙上で郡単位に貼り合わせた。

シミュレーションの結果は、別掲図1〜12に提示したとおりである。紙幅の関係上、図版の縮尺や方位は紙面上で統一していない。図版キャプションに示した%は掲載図版の絵図原本に対する縮小率である。また、各図版に対応して接合状態を模式図で示した。模式図中に記した番号と村名は、当館の「地下上申絵図目録」の整理番号・村図名と一致している。また、(一)内に清図が欠失している村名を適宜記した。模式図中の文字は北を上にして記している。なお、接合不能・重複などシミュレーションで疑義が生じた箇所は、絵図原本との照合による確認を行った。

接合状況の概要は以下のとおりである。なお、郡別の接合状況の詳細は、別掲表2に示した。

(1) 郡境の接合

各郡境の形状は異なっており、接合範囲は郡域を越えない。接合は基本的に郡域で、宰判管轄は考慮されていない。ただし例外として、大島郡神代・大島・遠崎村は大島郡域で接合するが、一方では本土側の玖珂郡との接合も可能である。なお、豊浦郡は清図の大半が未調製のため部分的な確認とならざるを得ないものの、やはり隣郡とは接合しない。

(2) 郡内の接合状況

吉敷・大津・美祢・大島・熊毛郡では、一部の村の欠失(もしくは地名未記入の副図のみ現存)が惜しまれるが、各図に相紋が付されていて全域で接合する。相紋が付されない(または部分的に所在する)佐波・都濃・阿武郡も接合は良好である。一方、同一郡内でも接合不可能、或いは数村規模では可能でも全体から見れば不都合な箇所が

あることが確認された。この状況は玖珂郡において顕著で、例えば平田村・海土路村間では村境の形状が全く異なるうえ、距離も大幅に違っていて接合できない。また、同郡中山村も、全体を接合していくと、本来は隣接しない余田村と不自然な形で重なってしまう。この例によらず玖珂郡は接合面において全体のバランスがとれない。おそらく玖珂郡のように郡域が広くなると、各図の歪みを郡内で処理しきれなくなり、いくつかの接合不能箇所が生じたと考えられる。換言すれば本図の如き大縮尺の絵図をまとめるには郡域が限界であったとも言える。ちなみに相紋配置を示した「玖珂郡敷絵図村双いろは相紋」(図6、註⑥)では岩国領・熊毛宰判域が相紋の対象とされ、前・奥山代宰判域は含まれていない。このため、玖珂郡のシミュレーション図は、前記相紋図に従い、暫定的に前・奥山代宰判域と岩国領・熊毛宰判域に二分して掲載した。なお、阿武郡・玖珂郡では、接合不能箇所の無理な接合処理を避け、疑義や支障がある絵図を別掲して、接合位置を示すにとどめた。

一方、絵図が重複する箇所もいくつかみられた。一つは当該箇所が論地で村境が定まらないため、なかば保留の形で絵図が製作されたためである。厚狹郡川上村―末信村―沖壇・中山村―宇部村間が一例で、「此所論地故不合図形追而考」などと注記した付箋が貼られている。逆に絵図を重ね合わせることで村域を巧みに表示している場合もある。例えば、玖珂郡久原村・玖珂本郷村間のように飛地が入り交じる際は、一方の絵図に飛地だけを部分的に描き、他方の該当箇所を切り抜いて、両図を重ねれば飛地部分が切り抜き窓から浮かび出るように工夫されている。ここに一村の領域を可能な限り一枚の絵図で表現しようとした作製者の苦心の跡が窺える。ただし、飛地は全て切り抜き窓方式が用いられるのではなく、重複部分の一方を彩色し、他方を無彩色とすることで表示する場合もある。このほか、点検作業を通して気付いた点を少し記しておきたい。まず各村境の形状は厳密に一致するわけではない。

それは境界部分が一つの料紙を切り分けたものではなく、絵図はあくまで別個に作製され、互いの境界部分の形状を写し取って仕上げられるためである。また、絵図の縁には村境を明示するための余白があつて必然的に重複する。このほかに例えば川中に境界がある場合、境界線上で途切れるのではなく、対岸まで描いた後に川中へ境界線が記されるため、接合の際には自ずと重複部分ができる。また、島の多くは単独の絵図となっていて、本土側との位置関係の表示はなく、各港からの里程(海路)表記が位置の目安となっている。対岸に近い島々の場合は海上部分を含めて接合できる形状に仕上げられており、阿武郡鯖島(三見村海上)や佐波郡向島のように相紋が付される場合もある。

二 清図の図様

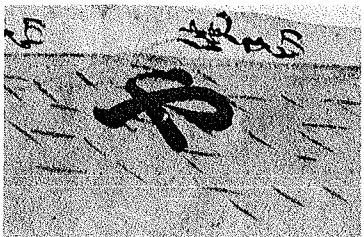
次に、清図の図様を分類してみたい。分類項目としては、地形などの描写・彩色方法のほか、①方位、②相紋、③石高等貼紙、④郡・宰判名印など、図面上に施された様々な記号注記が挙げられる。

これらの項目にしたがつて各清図を点検し、そのデータを集約したのが別掲表3である。法量については拙稿(註③)で報告済みのため省略した。なお、「方位」などの記号注記に関する内容は以下のとおりである。

①「方位」…原則として絵図の周囲に記入される。絵図全体の描写・彩色を終えた後に円形の印を捺し、内部を胡粉で塗りつぶし、その上に「東」「西」「南」「北」の文字が墨書される。方位文字が印字の場合もある。この他、八角形に切り抜いた紙に方位文字を朱書或いは墨書したものを貼付したタイプもある。同タイプは玖珂郡に集中するが、藩政期の貼付とは見做し難い。方位は必ずしも四方全であるわけではなく、また厚狹郡は方位表示が一切ない。



②「相紋」…絵図を接合する際の補助符号である。ひらがなもしくは片仮名の一文字が絵図の縁部に朱書される。



例えば「い」印であれば、他方の同じ「い」印の箇所を探せば接合が容易となる仕組みである。相紋は他の郡図等にも使用例があるが、清図のように形状が複雑な場合は特に有効である。郡ごとの相紋配置を示した図に「吉敷郡村絵図相紋図」(註⑦)、「玖珂郡敷絵図村双いろは相紋」(図6)がある。明和二年(一七六五)の「諸役所控目録 絵図方」(註⑧)には大津郡を含めた三枚が記録されているが、現存するものは前記吉敷郡・玖珂郡の二枚である。なお、佐波郡徳地宰判にみられる相紋と思しき貼紙は、方形紙に三桁の漢数字を朱書した異質なもので藩政期の貼付とは見做し難いが、表3では参考データとして収録した。相紋の範囲は、前記相紋図が示すように郡域と考えられるが、佐波郡・阿武郡のように宰判域で付される場合もある。

③「石高等貼紙」…村高や村の東西南北の広さと各地への里程を記入した貼紙で、概ね村の中心部に貼られる。給領地の石高は、絵図上の給領地の位置に貼付される場合もある。貼紙は縁に朱枠を施したものが大半であるが、厚狭郡のように朱枠のないタイプも見られる。



④「郡・宰判名印」…村名注記の側に朱印で「○○郡○○宰判」と捺される。同時に外題箋に押印される場合もある。郡名と宰判名は別々の印で、両者を組み合わせる形で表示される。絵図上に押印されるのは阿武郡・玖珂郡・佐波郡・豊浦郡の各々一部と熊毛郡・大島郡の全域である。

以上の内容に注目し、自然地形の描写・彩色方法などの相違をふまえて全体を比較分類すると、清図のタイプは次のA～Eに大別することができる。

Aタイプ(図1)	枚数 49	全体比 12%	郡名(全域) 吉敷郡・大津郡・美祢郡
----------	-------	---------	--------------------

非常に低い視点から四囲にみえる地形を写生的に描いた「仰見図(虫観図)」である。村の面積が広大な場合は、全体が虫観図の寄せ集めで表現される。山々の繋がりがや遠近は彩色の濃淡を用いて絵画的に表現されるため、地形の入り組みが判然としないのが短所である。彩色は全般に淡色系で美しく丁寧である。寺社・人家・米蔵・高札場などの建物・施設は全て記号印で表示される。寺社は朱色、人家は茶系色という風に各々が色分けされる。寺社・米蔵に至っては屋根と壁が別色で塗り分けられる。さらに樹木の幹部と枝葉部を描き分け、岩場や砂浜もリアルに表現するなど、個々の描写が繊細で、全体に絵画作品的仕上がりを呈している。同時期の道中絵図「行程記」、「御国廻御行程記」の描写と類似点が多く、同じ有馬喜惣太が製作に関与したものの印象が強い。方位はすべて○印を捺したのち内部を胡粉で塗りつぶし、その上に方位文字を墨書する形式である。また、相紋も一部の離島を除いて全図に付されている。石高里程等の貼紙も全図に及ぶ。絵図上に郡名表記があるのはAタイプのみである。郡・宰判名印は一切捺されていない。絵図縁に示される各村との境界分岐点が朱丸で記されるのもAタイプのみである。

Bタイプ(図2)	枚数 32	全体比 8%	郡名(全域) 厚狭郡
----------	-------	--------	------------

Aタイプと同様の仰見図である。地形の描き分け方など基本的にAタイプの仕様に準じるが、Aタイプに比して彩色が濃色系である点や、郡名・方位・相紋が全く記されていない点でAタイプと区別される。本タイプは厚狭郡のみに見られる。



図3 Cタイプ(玖珂郡宇佐村・部分)



図4 Dタイプ(豊浦郡阿川村・部分)



図1 Aタイプ(吉敷郡仁保村・部分)

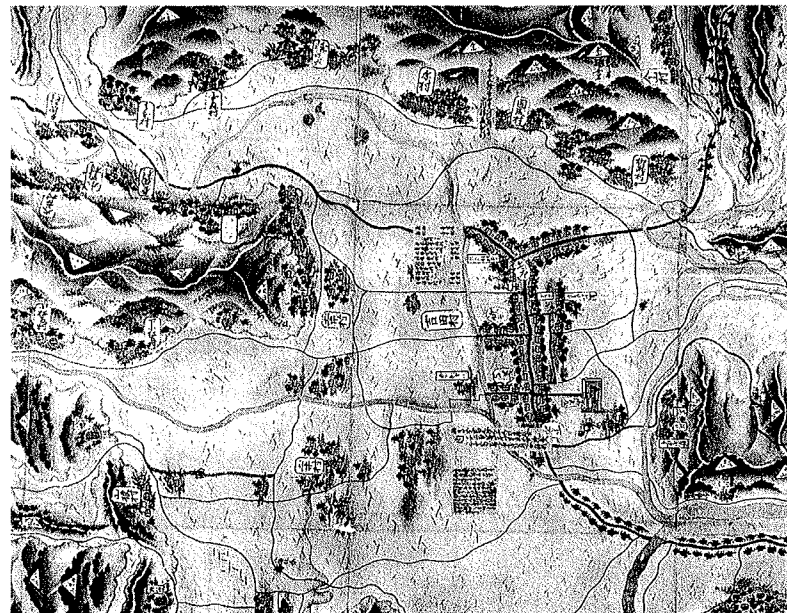


図2 Bタイプ(厚狭郡吉田村・部分)



図5 Eタイプ(阿武郡椿東分・部分)

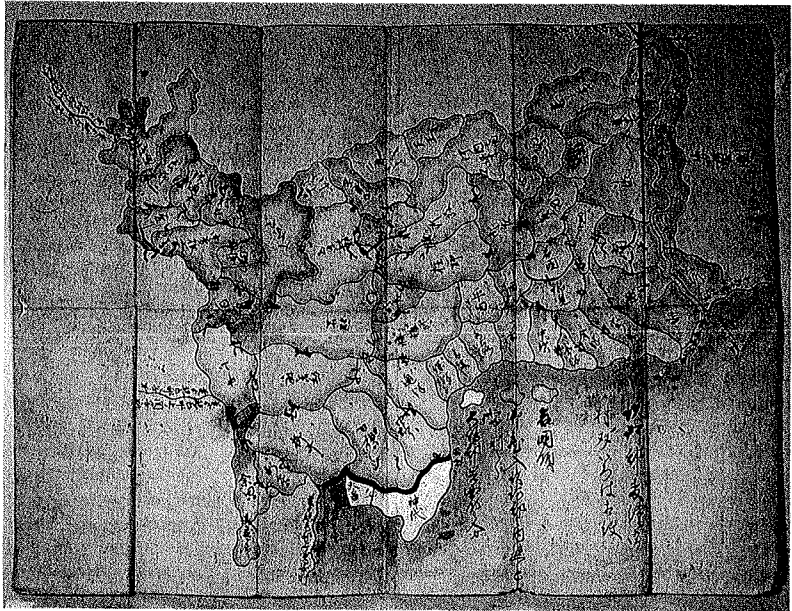


図6 阿武郡敷絵図村双いろは相紋(縦41cm、横54.5cm)

Cタイプ(図3)	枚数 171	全体比 42%	郡名〈全域〉熊毛郡・見島郡 〈部分〉阿武郡・玖珂郡・佐波郡・大島郡・豊浦郡 都濃郡(杵島)
----------	--------	---------	---

A・B両タイプと異なり、視点を地面に垂直な高所に置いた鳥瞰図である。山々の尾根筋を二本の墨描線で示した後、その線間が塗り残されているため、尾根筋があたかも白線のごとく表現される。田・畑・山などの色分けや寺社・人家ほかの建物・施設表示に記号印を使用する点は、A・Bタイプと基本的に同様であるが、樹木描写は至って簡略化されており、賦彩法や細部の仕上げもやや繊細さに欠ける。熊毛郡は図様がBタイプに似ており、同じ絵師が複数タイプの間にわたって作製に関与したことをうかがわせている。

Dタイプ(図4)	枚数 140	全体比 35%	郡名〈全域〉都濃郡(杵島を除く) 〈部分〉阿武郡・玖珂郡・佐波郡・大島郡・豊浦郡
----------	--------	---------	---

Cタイプと同様の鳥瞰図であるが、樹木(註⑨)が記号印で表される点でCタイプと区別される。全体に描写や彩色の粗略が目立つ。C・Dタイプを合わせると清図全体のおよそ八割を占める。絵図上に郡・宰判名印があるのはC・Dタイプのみである。Aタイプは絵図上に郡名が記されているが、C・Dタイプには郡名表記はない。このため、C・Dタイプから、郡名表記に代えて郡・宰判名印を押すようになっていた。Aタイプは絵図上に郡名表記があるのを重複を避け、外題箋に宰判名のみを押している。Bタイプは絵図上に郡名表記はないが、Aタイプと同じく外題箋に宰判名印のみ押される。

C + Dタイプ	枚数 1	全体比 0.2%	郡名〈部分〉 玖珂郡（明見谷村）
Eタイプ（図5）	枚数 2	全体比 0.5%	郡名〈部分〉 阿武郡（樺東分・大井村）

阿武郡樺東分と同大井村（本藩領。同村のうち徳山領分は欠失）にみられる。地形表現はCタイプに似た鳥瞰図であるが、尾根筋が彩色される点でCタイプと区別される。彩色・描写もCタイプに比べて濃色系で丹念なもので、B・C折衷様の印象を与える。尾根筋の彩色を除けば、Cタイプにも同種のもので多数含まれている。

では次に、各タイプの作製時期を検討してみたい。地図発達史からみると、仰見図であるA・Bタイプが先行し、次いで鳥瞰図のE・Cタイプが続き、より記号化が進んだDタイプが出現したと考えられるが、この点をいくつかのデータから検証してみることとする。

まず、基本的な製作手順として清図は地下図の提出後に製作されるため、地下図の差出し年が一つのポイントになる。筆者の整理（註⑩）によれば、地下図の差出しは年記のあるもので享保一二年（一七二七）から宝暦三年（一七五三）におよび、吉敷郡・美祢郡・厚狭郡・大津郡が早く（享保期中心）、次いで大島郡・熊毛郡・佐波郡・都濃郡・豊浦郡が続き（元文期中心）、玖珂郡・阿武郡が遅い（寛保・宝暦期中心）。この順序は各タイプの作製順と概ね合致

表1 清図数量一覧 (単位:枚)

郡名	宰判名	諸役所控目録		旧記細目		増減	
		明和2年(1765)		明治18年(1885)頃			
大島	大島郡	35 (37)	27	28	26	-7	-1
	上関		6		0		-6
	岩国領		2		2		0
玖珂	前山代	78 (92)	12	91	16	+13	+4
	奥山代		16		16		0
	熊毛		6		6		0
	岩国領		44		53		+9
熊毛	熊毛	22 (38)	22	22	22	0	0
	上関		0		0		0
都濃	都濃	0 (26)	0*1	18	11	+18	+11
	前山代		0		7		+7
	徳山領		0		0		0
佐波	徳地	13 (39)	0	33	25	+20	+25
	三田尻		13		8*2		-5
	徳山領		0		0		0
吉敷	山口郡	27 (45)	18	17	16	-10	-2
	小郡		9		1		-8
美祢	美祢郡	18 (18)	11	18	11	0	0
	吉田		7		7		0
厚狭	船木	32 (32)	24	32	24	0	0
	吉田		8		8		0
大津	先大津	17 (18)	8	17	8	0	8
	前大津		9		9		9
豊浦	先大津	14 (97)	0	56	5	+42	+5
	前大津		0		4		+4
	長府領		9		45		+36
	清末領		5		1		-4
	本藩領(今浦)		0		1		+1
見島	浜崎	1 (1)	1	1	1	0	0
阿武	当島	31 (45)	21	48	18	+17	+2
	浜崎		5		5		
	奥阿武		8		22		+14
	山口		-		1		+1
	徳山領		2		2		0
合計		288(488)		381		+93	

※1. 「旧記細目」については、原本では郡・宰判管轄の異動を含んでいるため、表中では元の管轄に戻す作業を行った。なお、同細目は一村に2ないし3枚の清図を計上している場合もあり、諸役所控目録との厳密な数量比較には限界がある。
 ※2. 「諸役所控目録」欄の()内は地下図の枚数である。地下図はこの時点で製作を完了しているため、清図の作製度をみる上での参考数値として掲載した。但し、比較の際は地下図数村分で清図1枚を仕上げる場合もあり、あくまで参考値の域を出ない。
 ※3. 両記録とも「副図」と称される控図や製作半途のものは記載の対象となっていない。
 ※4. *1花岡宰判・鹿野宰判を含む。*2切畑村を含む。

する。

ここで注意すべき点として、寛保元年（一七四一）以降に地下図の様式が一変することが挙げられる。同年以前に提出された地下図は村々で作製され、図様も統一されていないが、この寛保元年を境に、絵図方が予め彩色などの仕上げを除けばほぼ清図と同様の地下図を作製し、これに村役人たちの確認を得て提出させる形式のものが登場している（註⑩）。同年以降に提出された地下図の大部分が、このいわば「絵図方作製の地下図」で、図様はすべてC・Dタイプである。以上から、寛保元年がC・Dタイプへの転換期と推定される。

さらに清図の製作状況を示す記録からも検討を加えてみたい。藩政期の状況を伝える記録に、前出「諸役所控目録絵図方」がある。これは明和二年（一七六五）に絵図方平田四郎左衛門が、藩政当初以来の作製絵図名を記したもので、同年時点で作製済みの一村限明細図（地下絵図・清書絵図）の員数が郡別に書き上げられている。一方、明治一八年（一八八五）頃に作成された一村限明細図・地下上申・風土注進案ほかの目録である「旧記細目」（註⑪）にも、当時伝来していた同図の員数が記されている。両記録における清図の員数を集計したものが表1である。なお、本表は拙稿（註③）掲載分を一部修正したものである。

本表から、明和二年時点で既に製作を完了していた郡は、大島郡・熊毛郡・吉敷郡・美祢郡・厚狭郡・大津郡・見島郡であり、他の郡は未調製ないしは製作途中であったことがわかる。これら完了郡のタイプを見ると、A・Bタイプが大半で、一部にCタイプが含まれる形となっている。明和二年以降も豊浦郡を中心に相当数の清図が作製されているが、これらはいずれもC・Dタイプである。本表からも前述の製作順をうかがうことができる。

以上、清図の郡別の接合状況と図様に関するデータ分析の結果は表2にまとめたとおりである。

表2 郡別接合状況等一覧

郡名	接合状況等	タイプ	枚	%	備考		
					方位	全図有。文字墨書。	
吉敷	小郡宰判の全清図を欠失し、山口宰判のみ現存。御堀村・宇野令・中尾村を欠くが、全域で接合可能。「吉敷郡村絵図相紋図」によって相紋が郡内全域に付されていたことが分かる。図様はAタイプで統一。	A	15	100	方位	全図有。文字墨書。	
					相紋	全図有。	
					貼紙	全図有。	
	計	15	100	郡宰判印	題箋のみに押印。		
美祢	長登村を欠くが、全域で接合可能。相紋は全村に付されているが相紋図の存在は不明。図様はAタイプで統一。	A	17	100	方位	全図有。文字墨書。	
					相紋	全図有。	
					貼紙	全図有。	
	計	17	100	郡宰判印	題箋のみに押印。		
大津	全域で接合可能。ただし向津具村・蔵小田村は副図(地名未記入)で補った。相紋は青海島部分を除いて全域に付される。郡内相紋図が作製されていたが、現存しない。図様はAタイプで統一。	A	17	100	方位	全図有。文字墨書。	
					相紋	全図有。	
					貼紙	青海島を除き全図有。	
	計	17	100	郡宰判印	題箋のみに押印。		
厚狭	郡内の清図が完存し、全域で接合可能。川上村・末信村・沖壇中山村・宇部村間で論地のため重複する。相紋・方位はない。図様はBタイプで統一。	B	32	100	方位	全図無。	
					相紋	全図無。	
					貼紙	一部有。	
	計	32	100	郡宰判印	全図無。		
大島	上関宰判は全図未調製である。大島郡宰判安下庄村を欠失するが、全域で接合可能。本土側の岩国領神代村・同大島村・大島郡宰判遠崎村との接合も良好。相紋は全図に付されているが相紋図の所在は不明。図様は和佐村・日前土居村のみDタイプで、他はCタイプで統一。前記2村は同じDタイプでも仕上がりが異なっており、副図の可能性もある。	C	26	93	方位	全図有。文字墨書・印混在。	
					相紋	和佐・日前土居村を除き全図有。	
			D	2	7	貼紙	和佐・日前土居村を除き全図有。
	計	28	100	郡宰判印	和佐・日前土居村を除き全図有。		
玖珂	接合は概ね可能であるが、全域では調整が図れない。「玖珂郡敷絵図村双いろは相紋」の区分に従って、暫定的に奥・前山代宰判域と岩国領・熊毛宰判域に2分した。根笠鋤山村と隣村の接合不調。中山村・余田村は接合不良。平田村・海土路村間は接合不可能である。奥山代の釜ヶ原村・中山村間は論地のため重複し、釜ヶ原村に製作保留部分がある。図様はC・Dタイプが混在する。	C	76	88	方位	大半に有。貼紙式を含む。	
					相紋	岩国領の一部と熊毛宰判に有。	
			D	9	11	貼紙	一部有。
			C+D	1	1	郡宰判印	奥・前山代宰判の一部に有。
	計	86	100				

表3 村別清図記号等一覧

郡名	接合状況等	タイプ	枚	%	備考	
熊毛	上関宰判は全図が未調整で、熊毛宰判のみ現存。全域で接合可能。浅江村・三井村間は飛地の関係で重複し、相紋が絵図の線部ではなく内部の重複該当個所に付されている。相紋は全図に付されるが相紋図の存在は不明。方位文字は全て印字。郡・宰判名印も全図に押される。図様はCタイプで統一。	C	28	100	方位	全図有。方位文字は印字。
					相紋	全図有。
					貼紙	一部有。
計			28	100	郡宰判印	全図有。
佐波	徳地宰判が完存し、三田尻宰判の三田尻村・高井村ほか数村を欠くが、全域で接合可能。図様は三田尻宰判(小郡宰判切畑村を含む)がCタイプ、徳地宰判がDタイプに分かれる。相紋は三田尻宰判のみに付される。徳地宰判の相紋は異質で後補。相紋図の所在は不明。	C	8	24	方位	全図有。徳地宰判は文字印。
		D	25	76	相紋	三田尻宰判に有。
					貼紙	一部有。徳地宰判無。
計			33	100	郡宰判印	一部有。徳地宰判無。
都濃	徳山村・大道理村ほか数村を欠くが、全域で接合可能。徳山領は地名未記入の副図が多く記号注記類のデータが確定できないが、全図とも相紋・石高貼紙・郡・宰判名印はない。図様はDタイプで統一。	D	35	100	方位	全図有。
					相紋	全図無。
					貼紙	全図無。
計			35	100	郡宰判印	全図有。
豊浦	清図の多くが未調整であるが、部分的に接合可能。管轄の異なる先大津宰判殿井村と長府領一ノ俣村間の接合も良好である。図様はDタイプが大半を占めている。	C	3	5	方位	全図有。方位文字大半が印。
		D	55	95	相紋	全図無。
					貼紙	Cタイプのみ有。
計			58	100	郡宰判印	Cタイプのみ有。
阿武	大井村のうち徳山領域(絵図には先大井村と表記されている)を欠くが全域で接合可能。須佐村・惣郷村・弥富村間は論地のため重複する。須佐村は隣村接合不能。相紋は当島宰判にみられるが相紋図の所在は不明。図様はC・D・Eタイプが混在する。山口宰判篠目村の接合も良好。	C	28	62	方位	全図有。文字墨書・印混在。
		D	15	34	相紋	当島宰判に有り。
		E	2	4	貼紙	一部有。
計			45	100	郡宰判印	一部有。
見島	見島単独。図様はCタイプ。	C	1	100	方位	有。方位文字墨書。
					相紋	無。
					貼紙	有。
計			1	100	郡宰判印	有。

※1. 表中の%は郡内での割合。
 ※2. 参考…清図全体枚数 395枚
 全体のタイプ内訳 A 49枚 (12%)、B 32枚 (8%)、C 171枚 (43%)
 D 140枚 (35%)、C+D 1枚 (0.2%)、E 2枚 (0.5%)

整理番号	郡名	宰判名	村名	タイプ	方位	相紋	石高	筆掛	筆掛額
1198			西中山村						
1204			野・飯田						
1209			庭田村						
1211			鷹子村						
1215			今出村						
1216			向地吉村						
1219			大河内村						
1223			今山村						
1225			保々村						
1229			嶽村						
1238			長府村						
1241			萩根村						
1242			一ノ宮村						
1245			藤谷村						
1247			高畑村						
1250			植野村						
1251			前田村						
1252			赤間関村						
1255	豊浦	長府領	豊前田村	D	○	×	×	×	×
1257			竹ノ子島						
1259			六連島						
1264			有富村						
1266			織羅木村						
1268			富任村						
1269			熊野村						
1271			伊倉村						
1272			稗田村						
1274			蒲生野村						
1276			安岡村						
1278			福江村						
1283			吉母村						
1288			黒井村						
1290			吉永村						
1294			宇内村						
1296			浮石村						
1298			一ノ俣村						
1303			島戸村						
1309			小串村						
872	阿武	当島	橋東分	E	○	×	×	×	×
869			大井村						

- ※1 村の配列は、図様タイプ別とした。
 ※2 表中の記号の内容は下記のとおり。
 ・方位 ○=方位文字が墨書
 ◎= " 印字
 ●=貼紙式
 ●=貼紙式
 ・相紋 ○=朱書
 △=貼紙式
 ・その他の○×は記載の有無を表している。
 ※3 整理番号は当館の「地下上申絵図目録」のものである。
 ※4 村名に付した*印は地名未記入であることを示している。
 ※5 各村の郡・宰判管轄は清図の記載にしたがっている。

整理番号	郡名	宰判名	村名	タイプ	方位	相紋	石高	筆掛	筆掛額
439			米光村						
442			馬神村						
445			上村						
448			藤木村						
451			島地村						
454			山畑村						
457			堀村						
460			庄方村						
463	佐波	徳地	伊賀地村	D	○	△	×	×	×
466			岸見村						
469			深谷村						
472			小古祖村						
475			八坂村						
478			三谷村						
481			引谷村						
484			船路村						
487			野谷村						
490			柚木村						
23	大島	大島	和佐村	D	○	×	×	×	×
57			鴨・飯田						
187			中須南分						
41			中須北分						
190			金峰村						
193			鹿野上村	D	○	×	×	×	×
215			大湖村						
218			鹿野中村						
221			鹿野下村						
224			切山村						
352			笠戸島						
356			未武村						
362			下谷村						
365			戸田村	D	○	×	×	×	×
368			須々万村						
372			野・飯田						
376			野・飯田						
380			小畑村						
384			戸田村						
388			湯野村						
390			生野屋村						
1130			来巻村						
1132			栗屋村						
1135			遠石村						
1145			藤羽村						
1148			瀬戸村*	D	○	×	×	×	×
1150			温見村						
1152			大藤谷村*						
1156			川曲村						
1158			上村						
1159			上々村*						
1161			四熊村*			×	×	×	×
1163			富田村						
1165			福川村			○	×	×	×
1168			富海村						
708	吉田	今浦	今浦	D	○	×	×	×	×
1189			伊崎・竹崎	D	○	×	×	×	×
749			滝部村						
753			阿川村						
757			下神田村	D	○	×	×	×	×
761			中神田村						
765			上神田村						
788			地吉村						
792			殿敷村*	D	○	×	×	×	×
793			一ノ瀬村						
798			橋原村						
802			殿井村						
1191			東長野村						
1193			樺木村						
1194			稲光村	D	○	×	×	×	×
1195			野・飯田						
1197			東中山村						

整理番号	郡名	宰判名	村名	タイプ	方位	相紋	石高	筆掛	筆掛額
918	見島	浜崎	見島	C	◎	×	○	○	○
393			牟礼村						
397			防府佐波令				×	○	○
399			向島						
402	佐波	三田尻	津・飯田	C	◎	○			
405			右田村					○	○
408			真尾村						
411			奈美村						
415	小郡		切畑村	C	◎	○	○	○	○
1105	岩国領		神代村	C	◎	○	○	○	○
1108			大島村						
2			伊保田村						
6			油宇村						
11			和田村		◎	○	○	○	○
15			内入村						
19			小泊村						
26			神保村		○	○	○	○	○
29			平野・森村						
33			西方村						
37			地家室				○	○	○
41			沖家室						
44	大島	大島	外入村	C					
49			平部島			×	○	○	○
52			油良村						
60			久賀村						
64			植野村		◎				
68			三浦村						
72			野・飯田						
76			秋村			○	○	○	○
81			出井村						
86			戸田村						
91			横見村						
96			日見村						
101			志佐村						
105			遠崎村						
1140	都濃	徳山領	裕島	C	○	×	×	×	×
1231			野・飯田		◎	×	○	○	○
1233	豊浦	長府領	宇部村	C					
1236			田倉村		○	×	○	○	○
1064	玖珂	岩国領	明見谷村	C+D	◎	○	○	×	×
928			生雲村		○	×	×	×	×
931			渡川村						
935			蔵目喜村		◎	×	○	○	○
939			吉部村						×
943			高佐村						
947			片俣村						
955			錦野川村						
965	阿武	奥阿武	宇生賀村	D				○	
976			敷郷村		○	×	×		
980			須佐村						
984			上小川村						
988			下小川村						×
992			上田万村						
996			下田万村						
1000			江崎村						
1028			川西村						
1030			平田村						
1060			天尾村	D	○	×	×	×	×
1062			二鹿村						
1084	玖珂		河上村						
1111			日積村						
175			野・飯田						
180			三瀬川村	D	○	×	×	×	×
184			瀬越村						
418			高瀬村						
421			黒山村						
424			清涼寺村						
427	佐波	徳地	瀬河内村	D	○	△	×	×	×
430			串村						
433			夏切村						
436			埤村						

整理番号	郡名	宰判名	村名	タイプ	方位	相紋	石高	筆掛	筆掛額
1040			通津村			×	○	○	×
1042			六島村						
1044			叶木村					○	×
1046			柱野村			●	○	×	×
1048			御庄村						
1050			阿品村			◎	×	×	×
1052			多田村						
1054			関戸村					○	×
1056			河内村			●	○		
1088			野・飯田					×	×
1066			大山村						
1068			長谷村				×	×	×
1070			日宛村						
1072			藤谷村		×	○	×	×	×
1074			釜ノ原村						
1076			越前・飯田				×	×	×
1078			上須通村					×	×
1081			須通村			●	○	○	×
1089			用田村						
1092			中山村			◎	○	×	×
1094			祖生村			×	×	×	×
1096			玖珂本郷村			●	○	○	×
1099			由宇村			×	×	×	×
1101			姫ノ小島			○	×	×	×
1103	玖珂		甲島						
1113			柳井村			×			

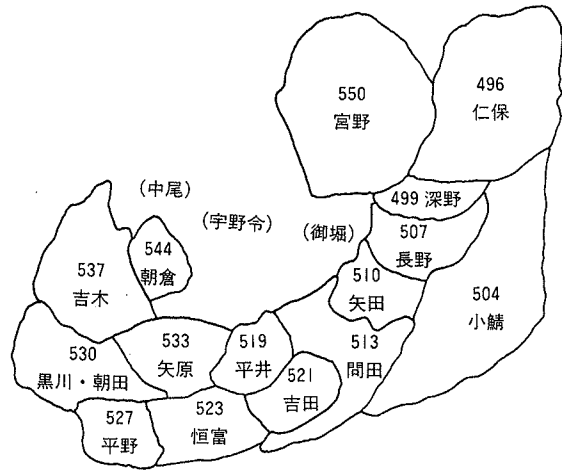


図1-2 吉敷郡

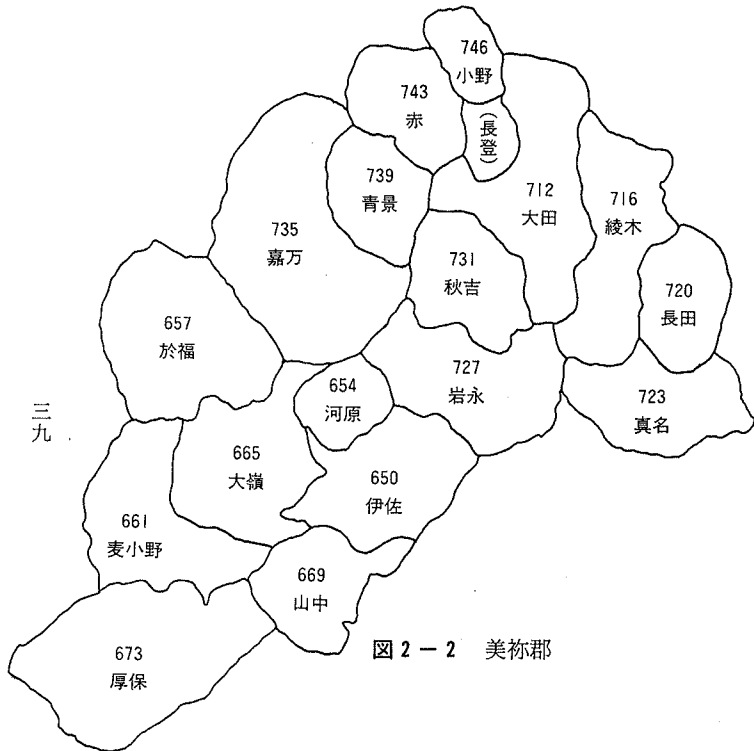


図2-2 美祢郡

【別掲図版】 郡別清図接合シミュレーション図

- ※1 模式図中の文字は北を上にして記入している。点線は重複・欠失部分を表す。
- ※2 模式図中の番号・村名は当館の「地下上申絵図目録」と一致している。
- ※3 ()内は清図の欠失している村名を適宜補記したもの。
- ※4 キャプションに示した%は絵図原本に対する縮小率である。
- ※5 ●—●は接合不良を示している。

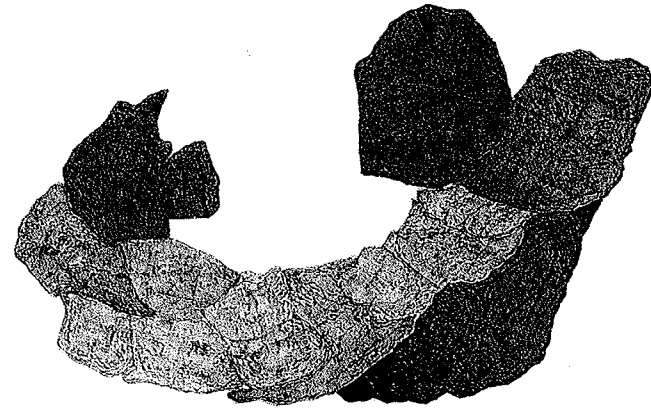


図1-1 吉敷郡 <4.7%>

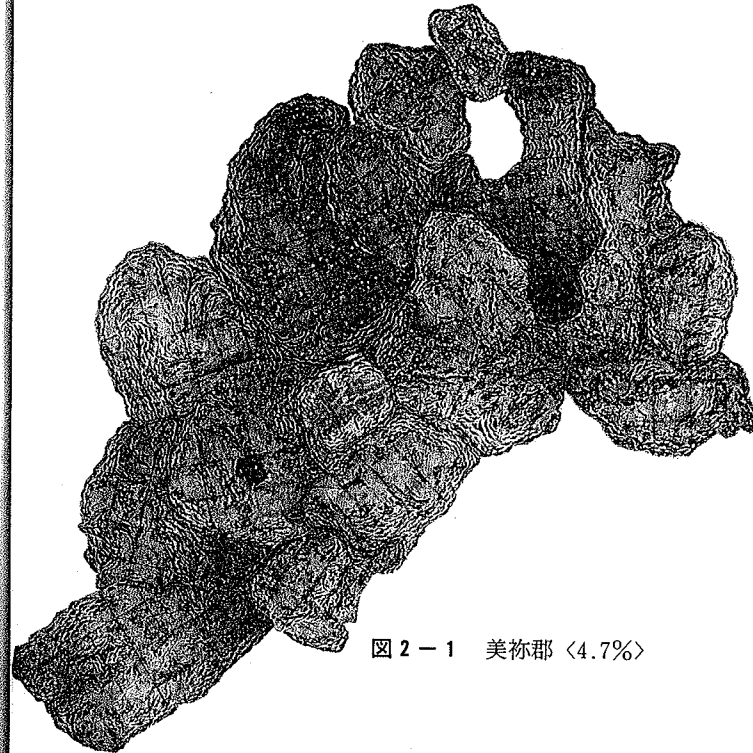


図2-1 美祢郡 <4.7%>

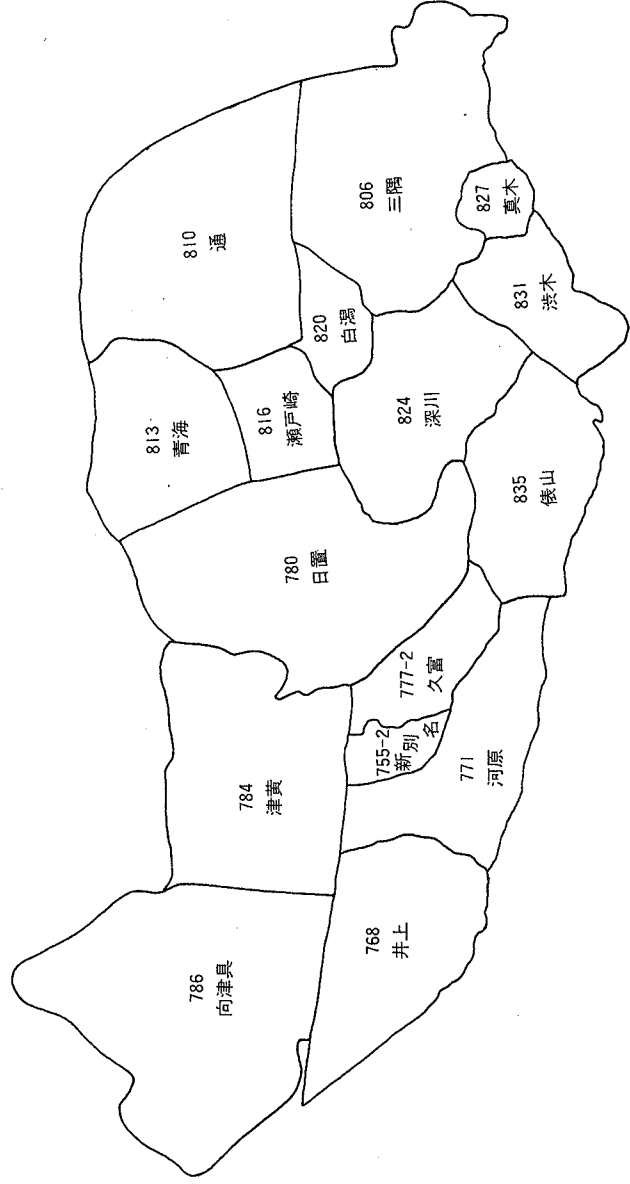


図 3-2 大津郡

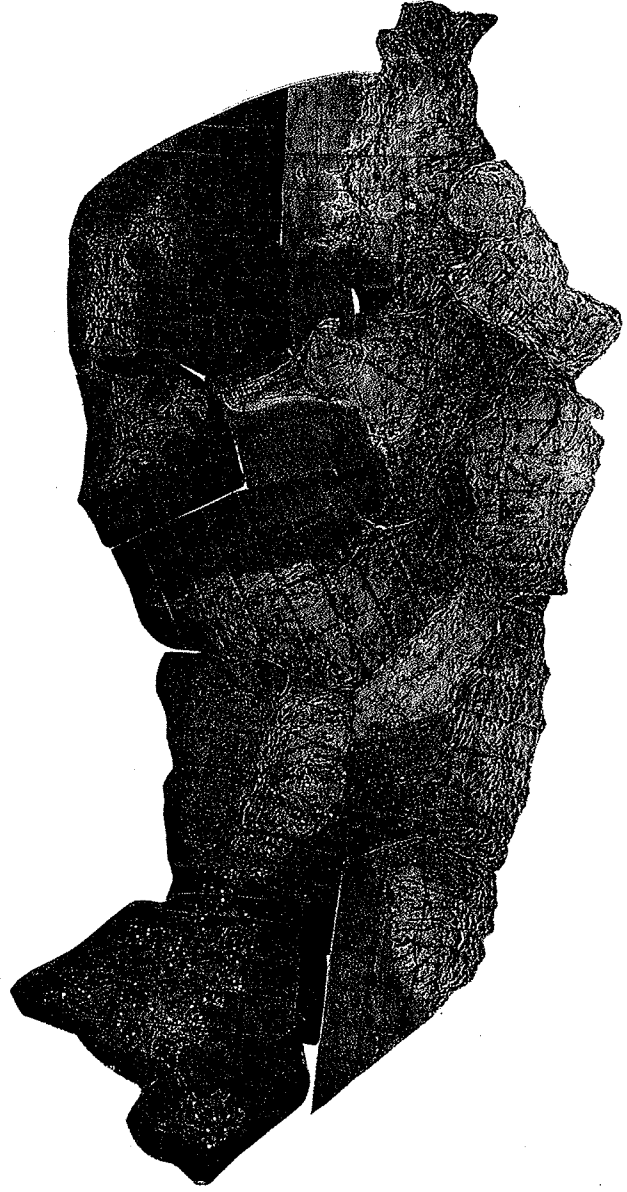


図 3-1 大津郡 <4.7%>

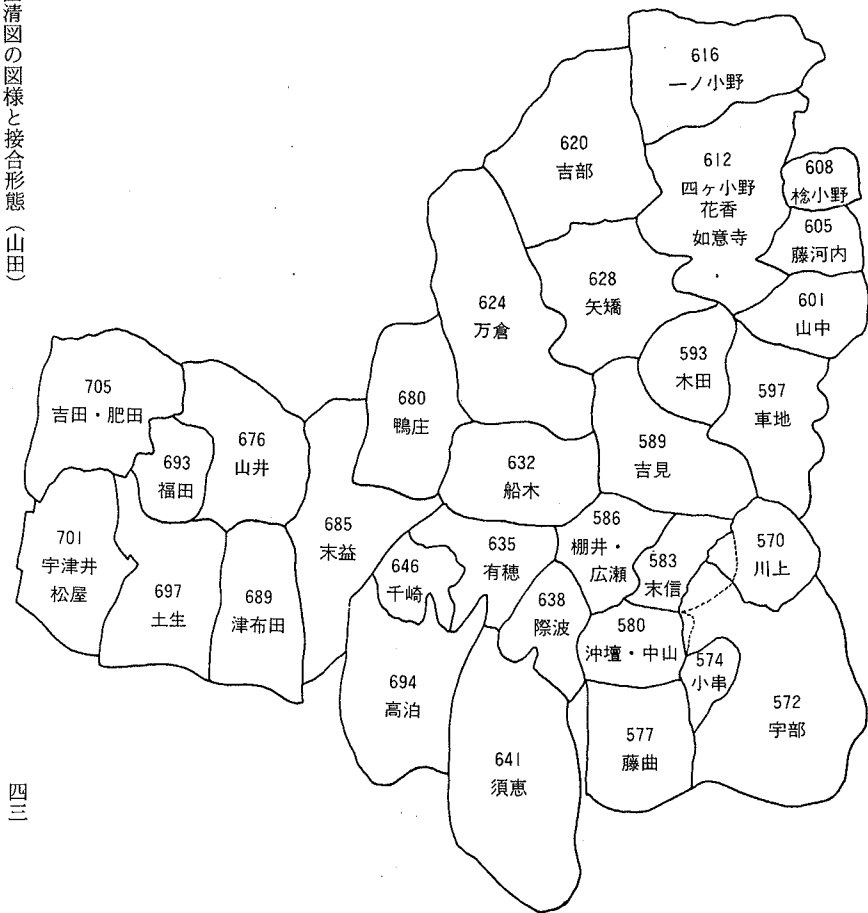


図4-2 厚狭郡

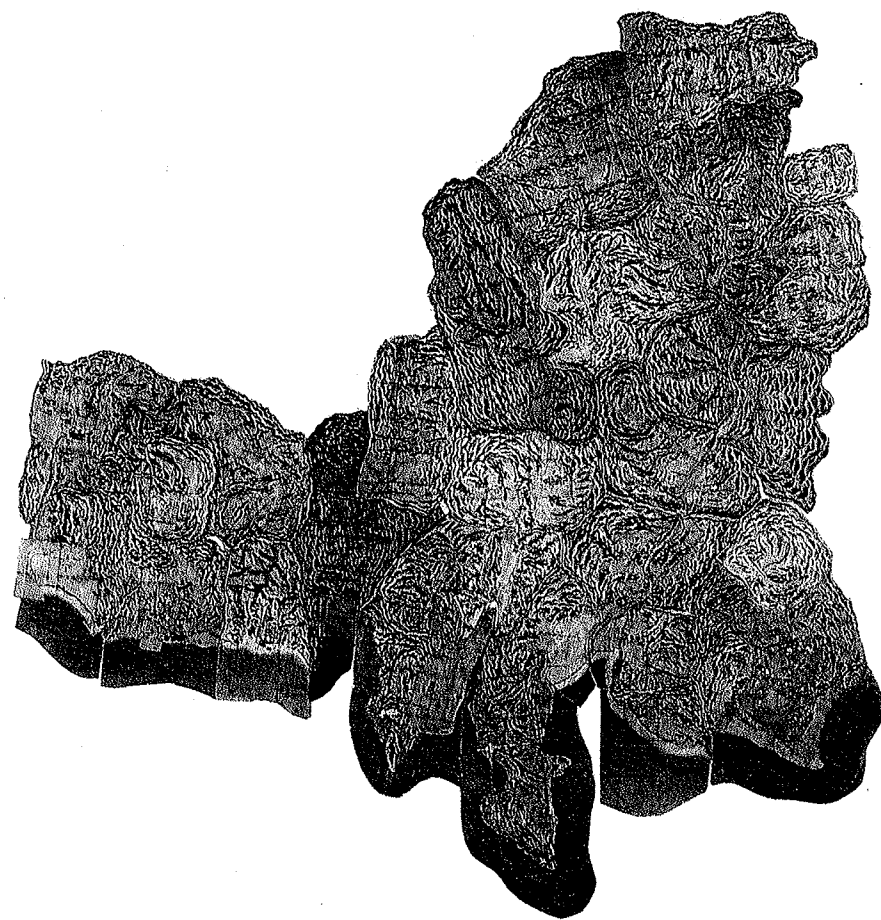


図4-1 厚狭郡 <4.7%>

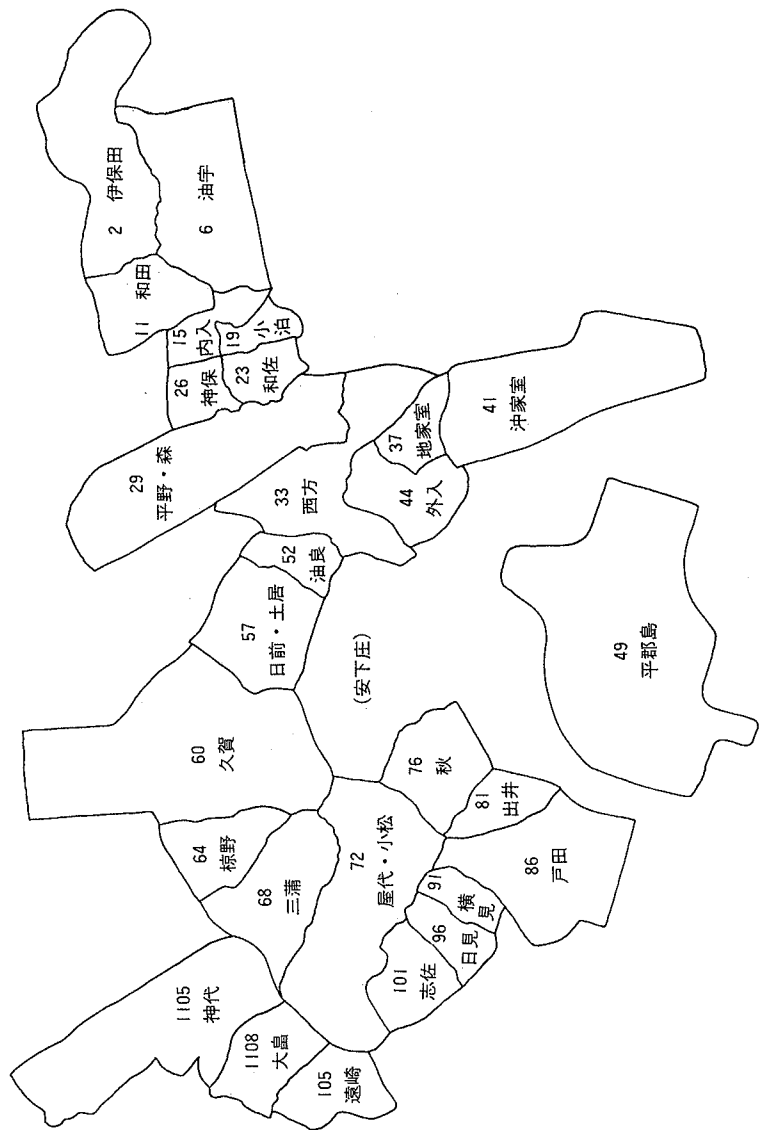


図5-2 大島郡

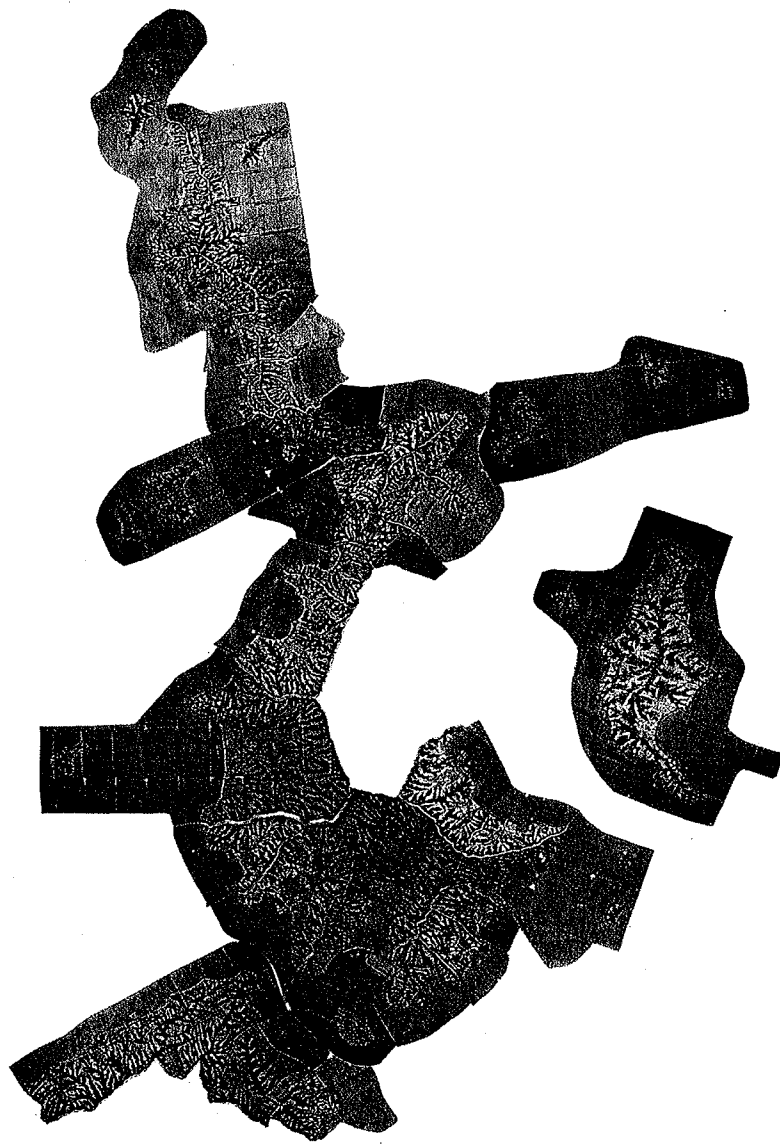


図5-1 大島郡 <3.8%>

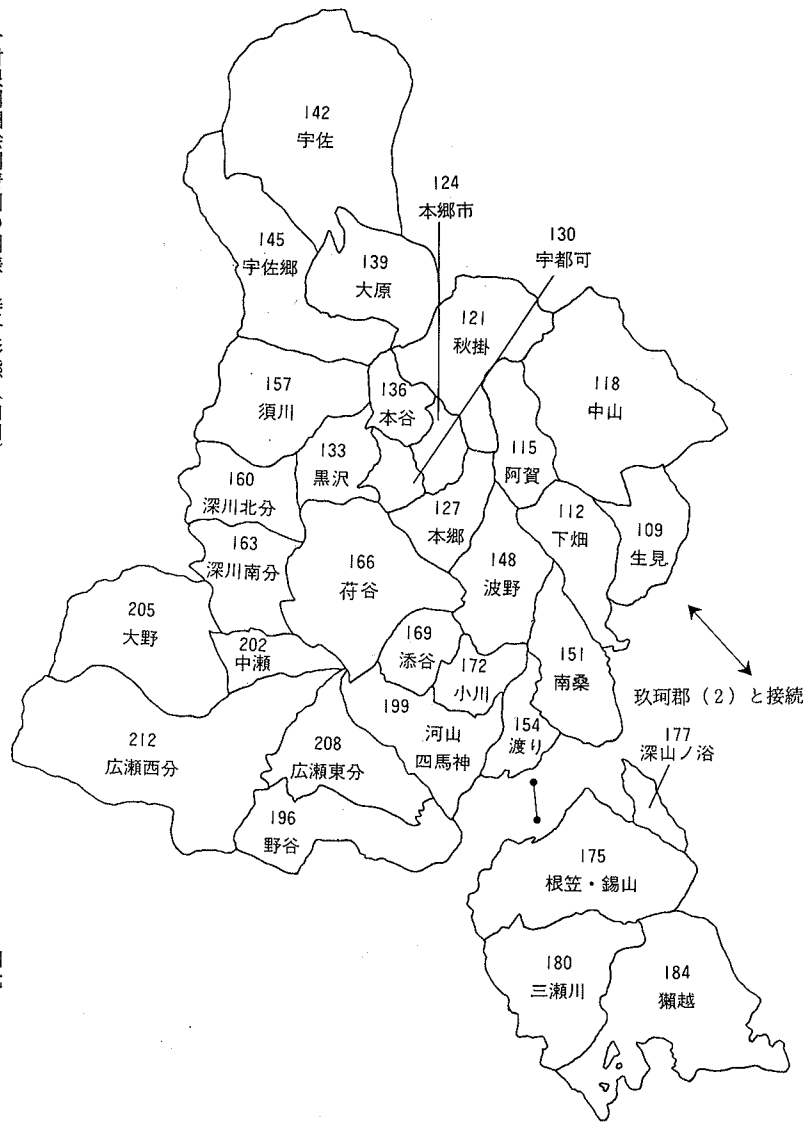


図 6-2 玖珂郡(1)

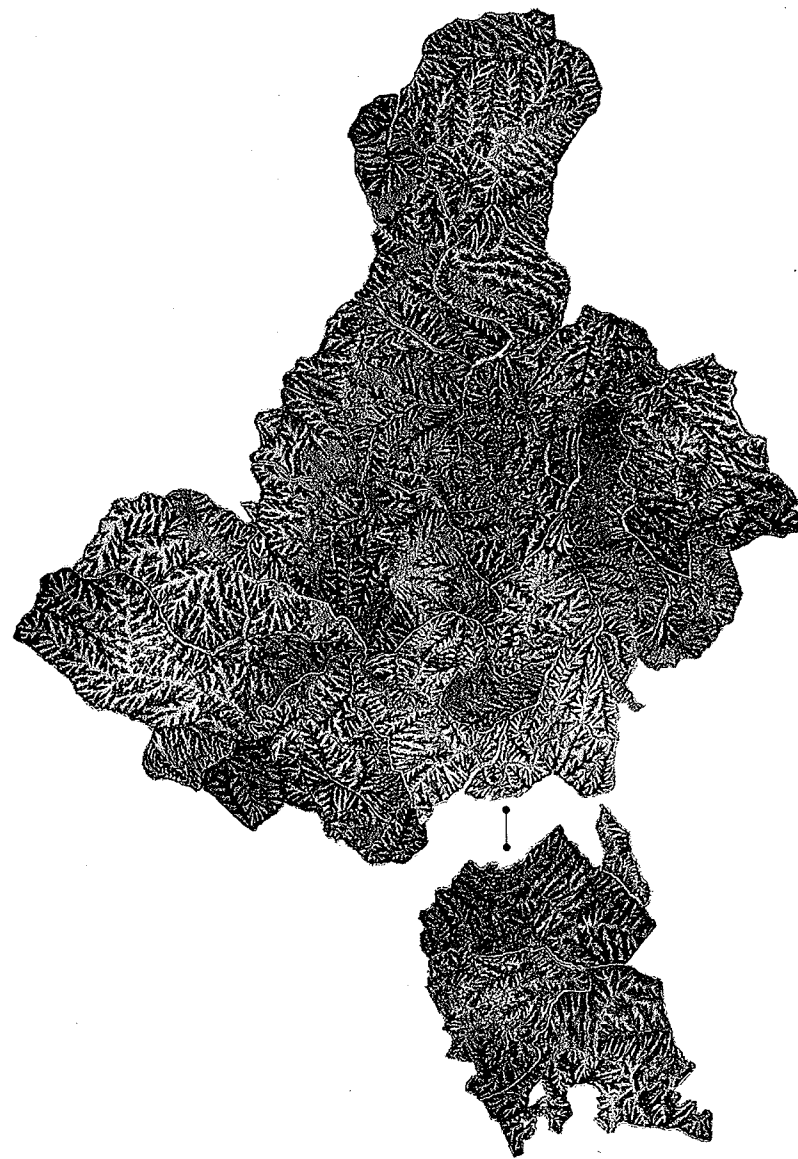


図 6-1 玖珂郡(1) <1.9%>

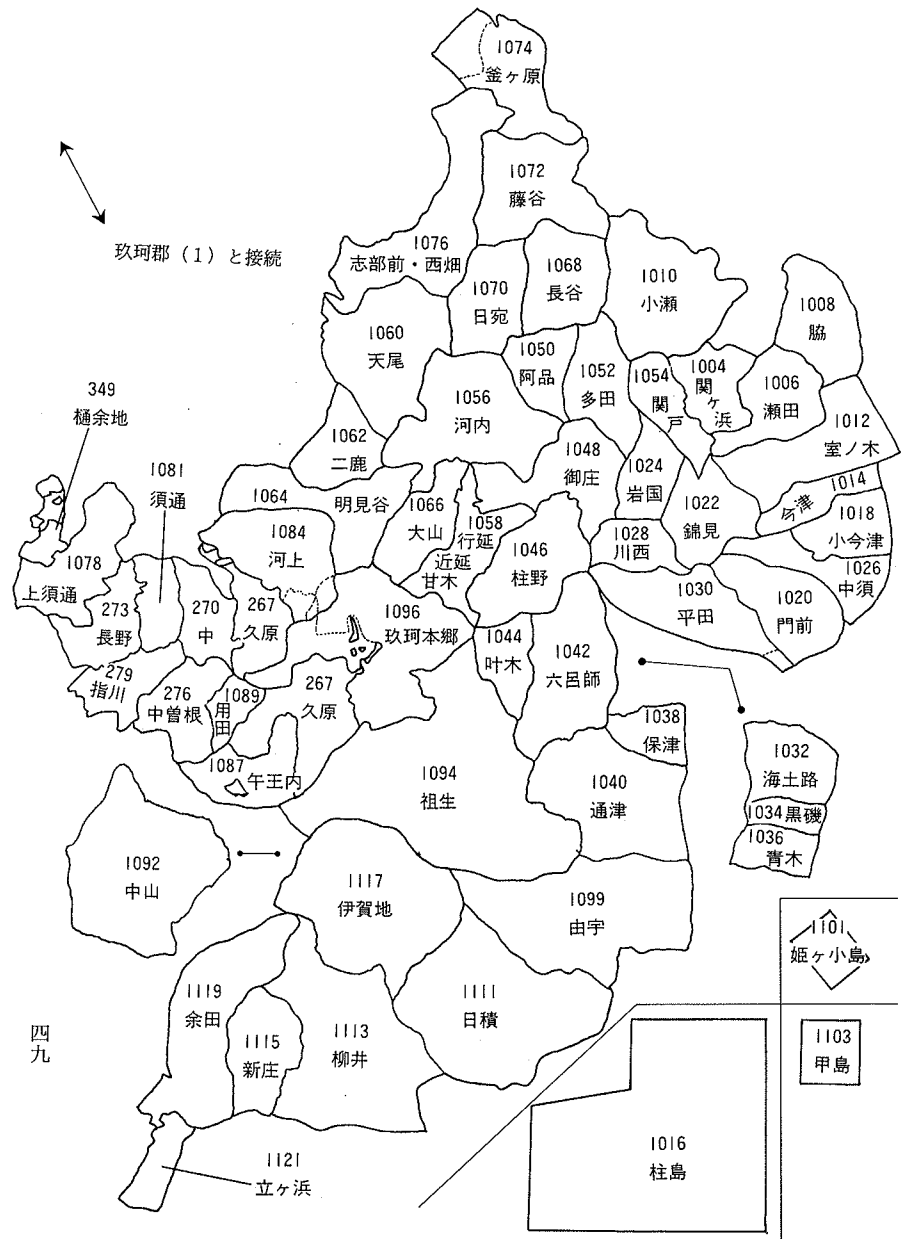


図7-2 玖珂郡(2)

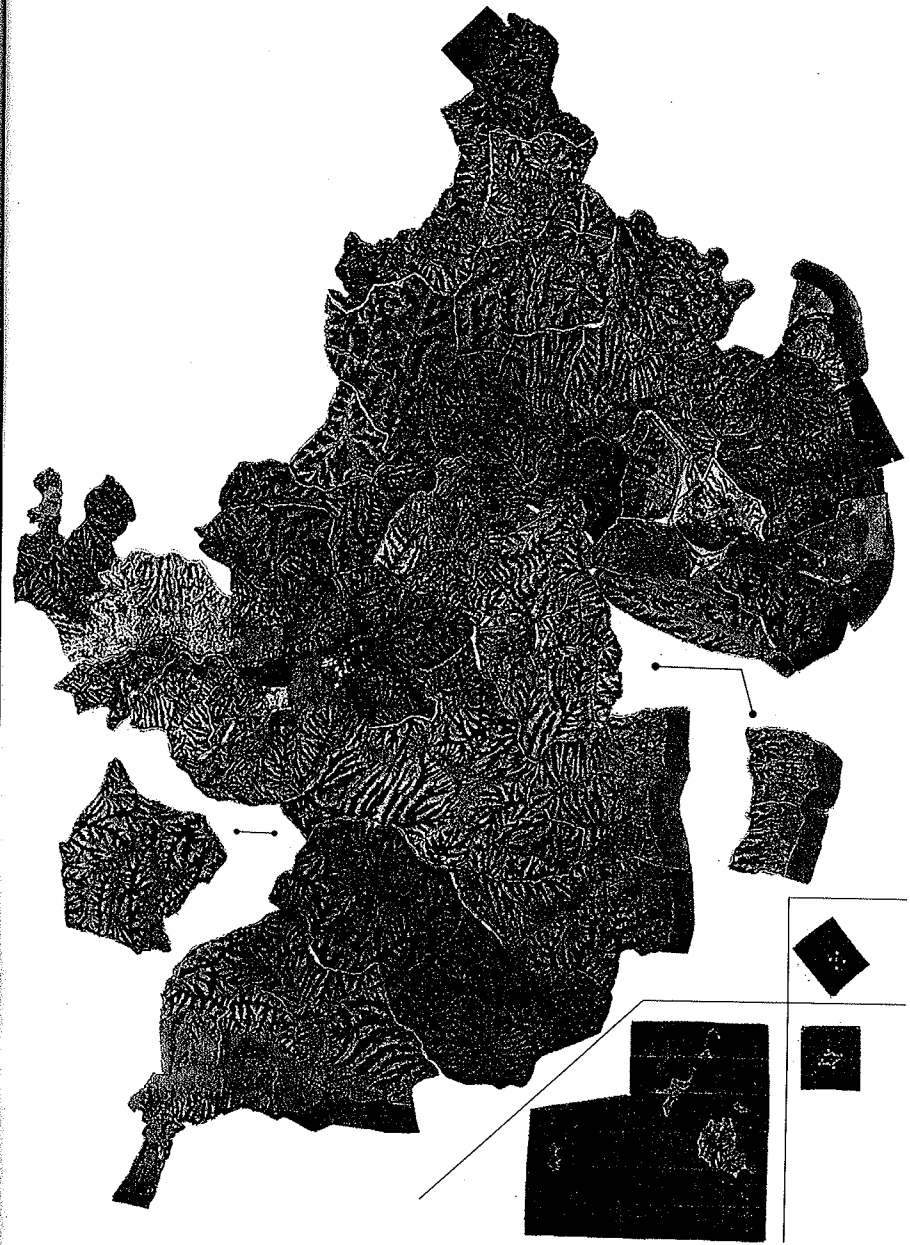


図7-1 玖珂郡(2) <2.1%>

一村限明細図清図の図様と接合形態(山田)

四八

四九

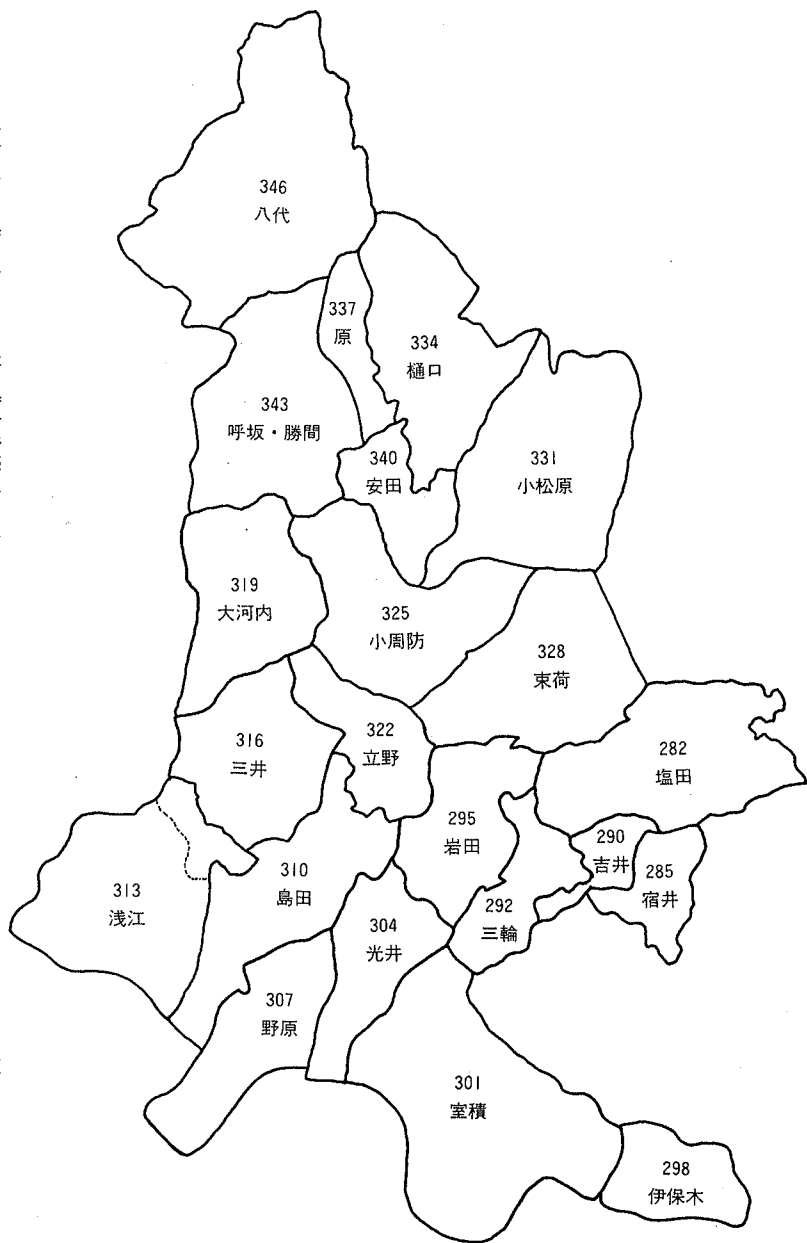


図 8 - 2 熊毛郡

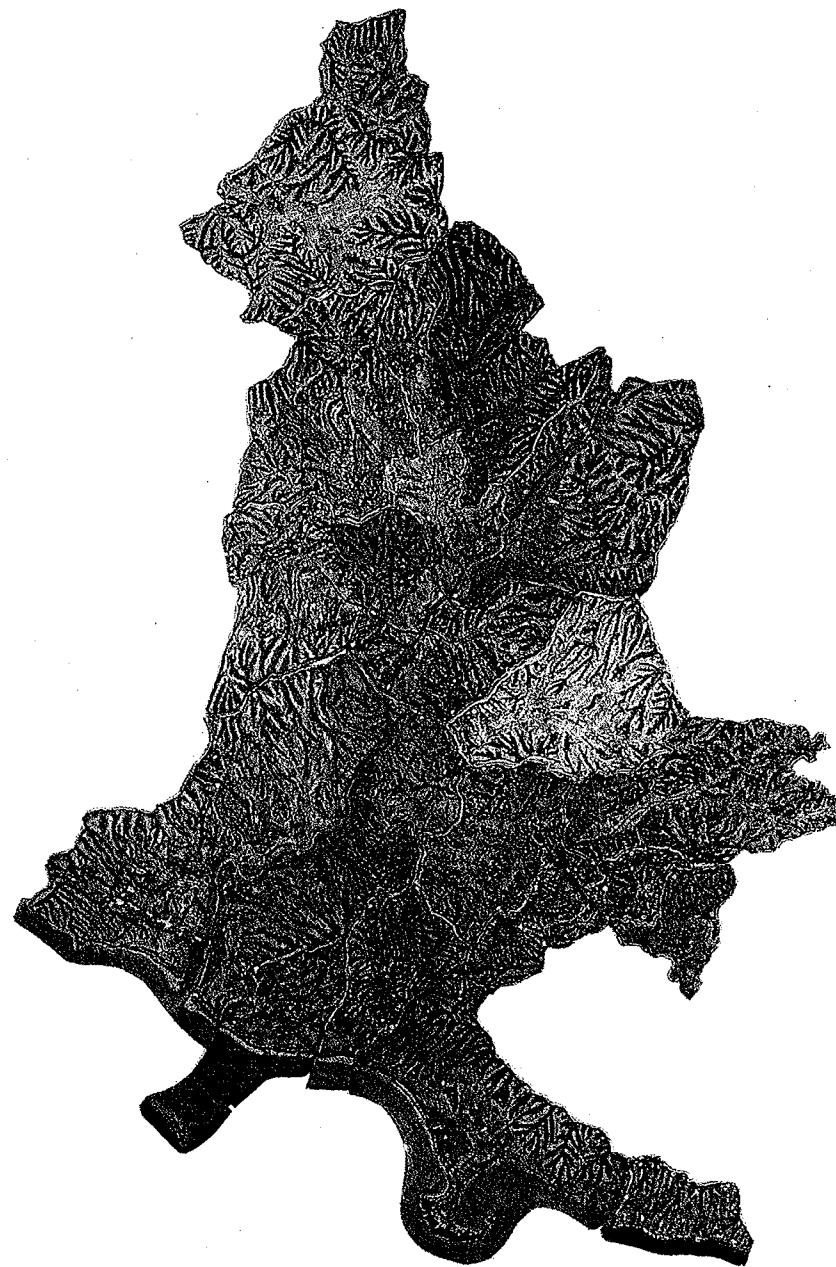


図 8 - 1 熊毛郡 <3.3%>

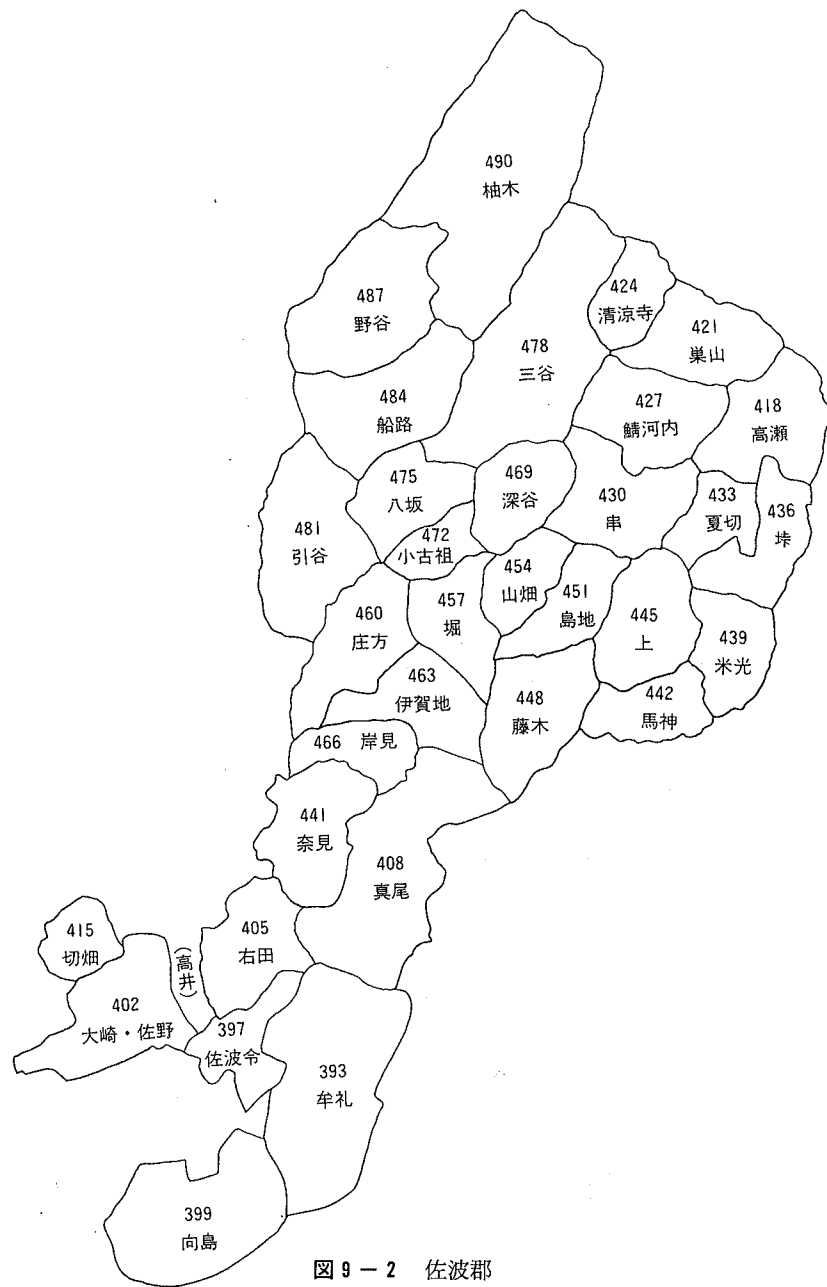


図 9 - 2 佐波郡

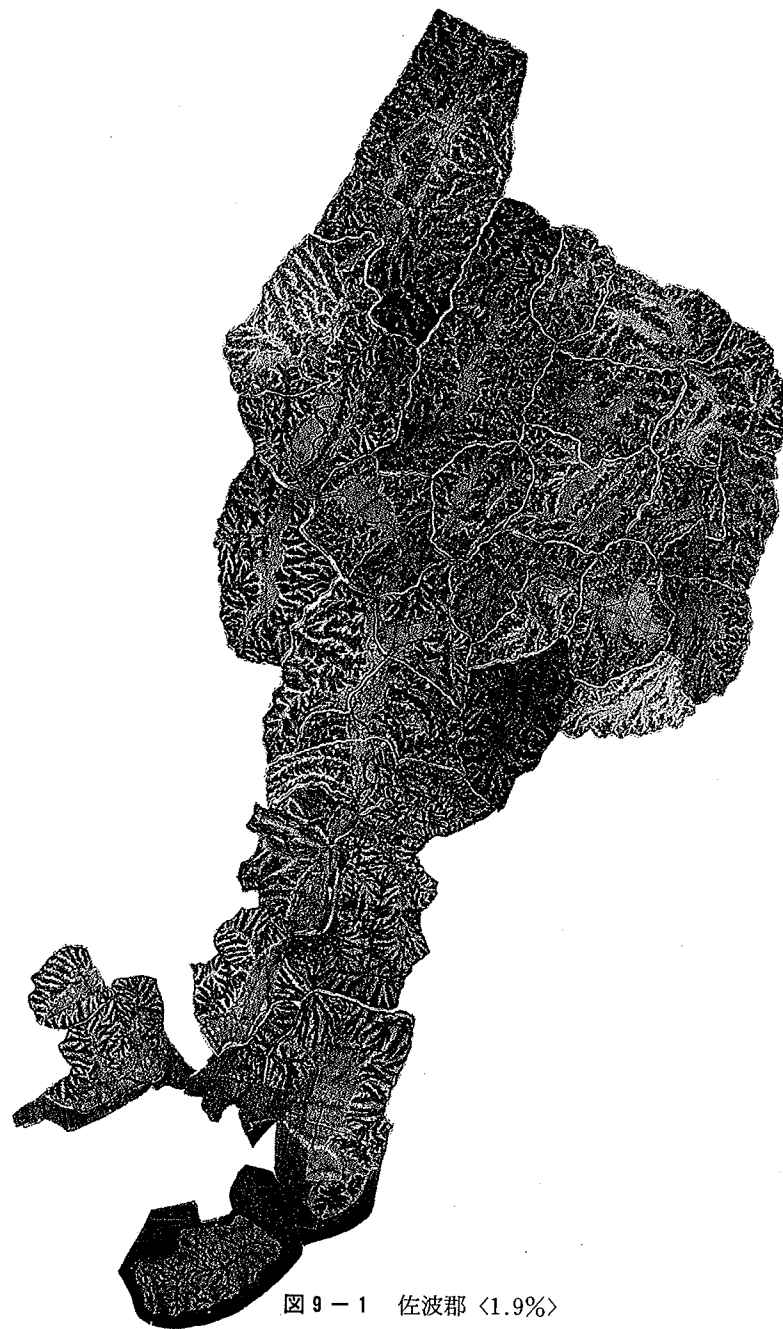


図 9 - 1 佐波郡 <1.9%>

一村限明細図清図の図様と接合形態(山田)

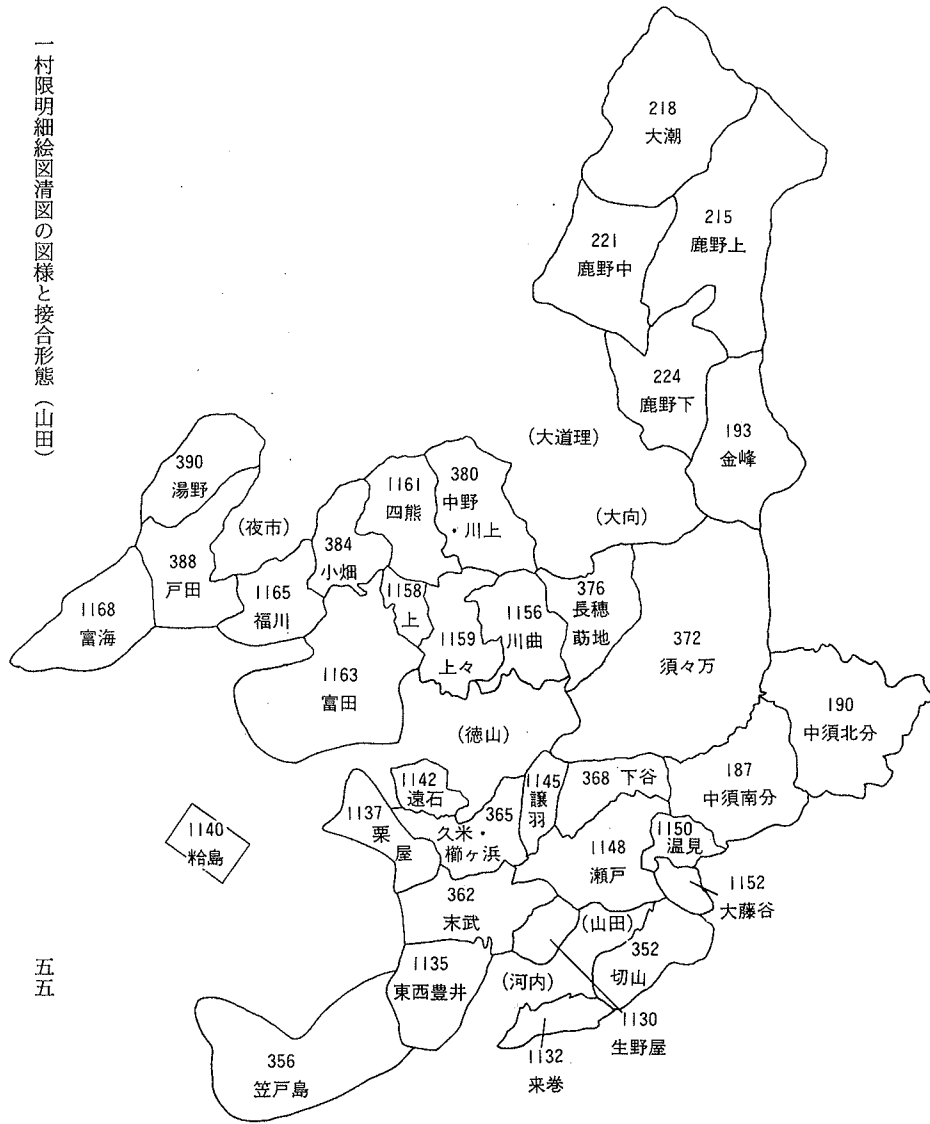


図10-2 都濃郡

一村限明細図清図の図様と接合形態(山田)

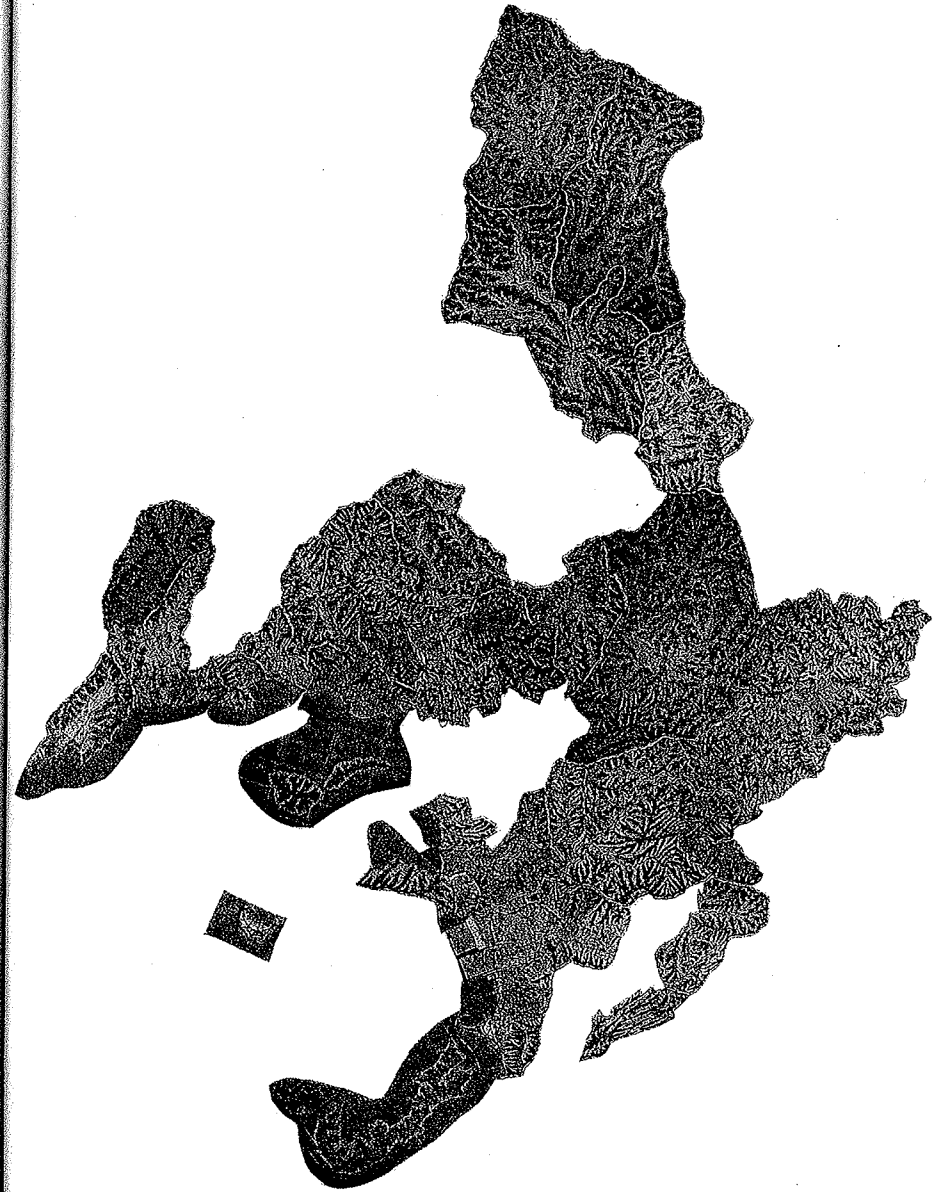


図10-1 都濃郡 <1.8%>

一村限明細図清図の図様と接合形態(山田)

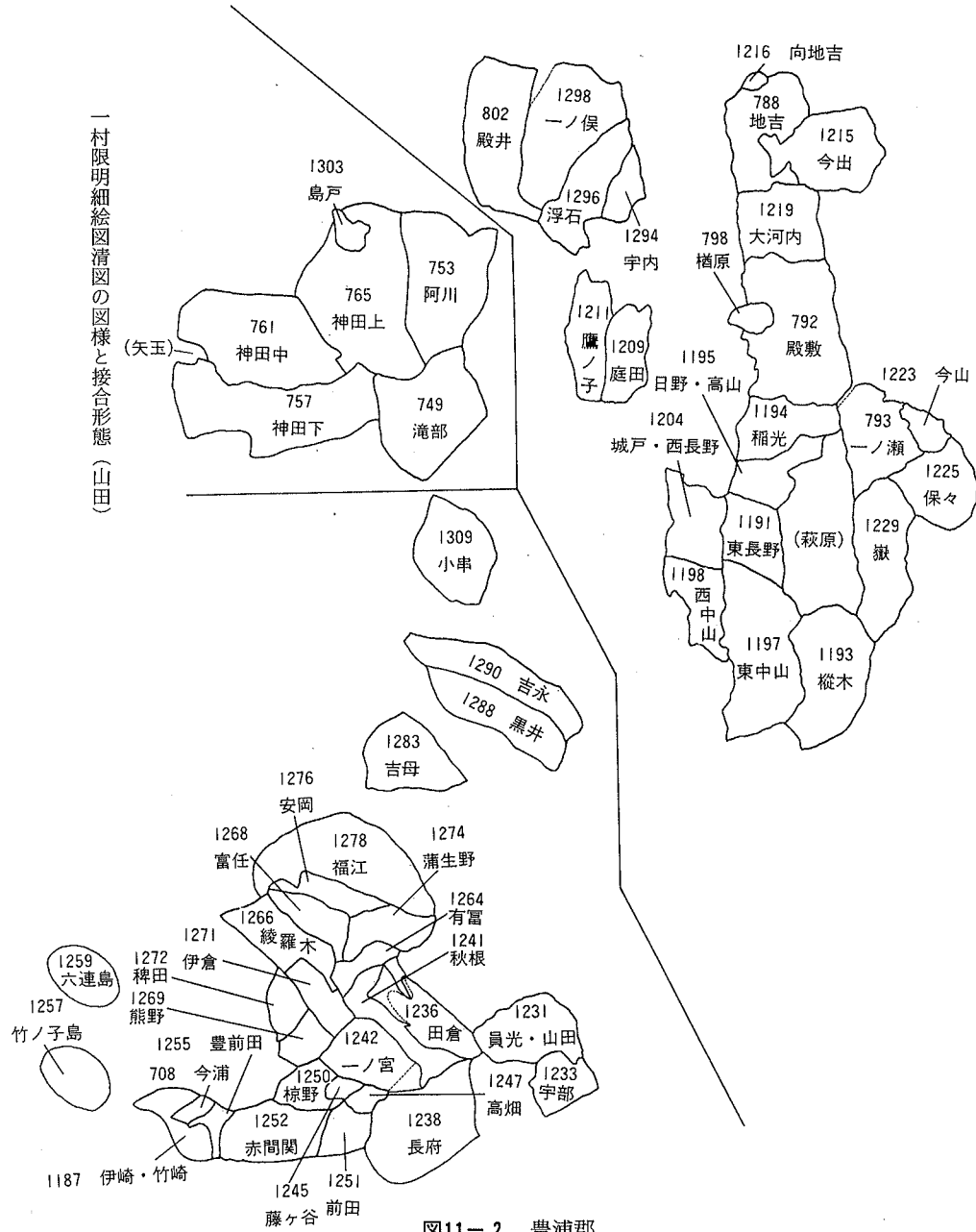


図11-2 豊浦郡

一村限明細図清図の図様と接合形態(山田)



図11-1 豊浦郡 <1.9%>

一村限明細図清図の図様と接合形態(山田)

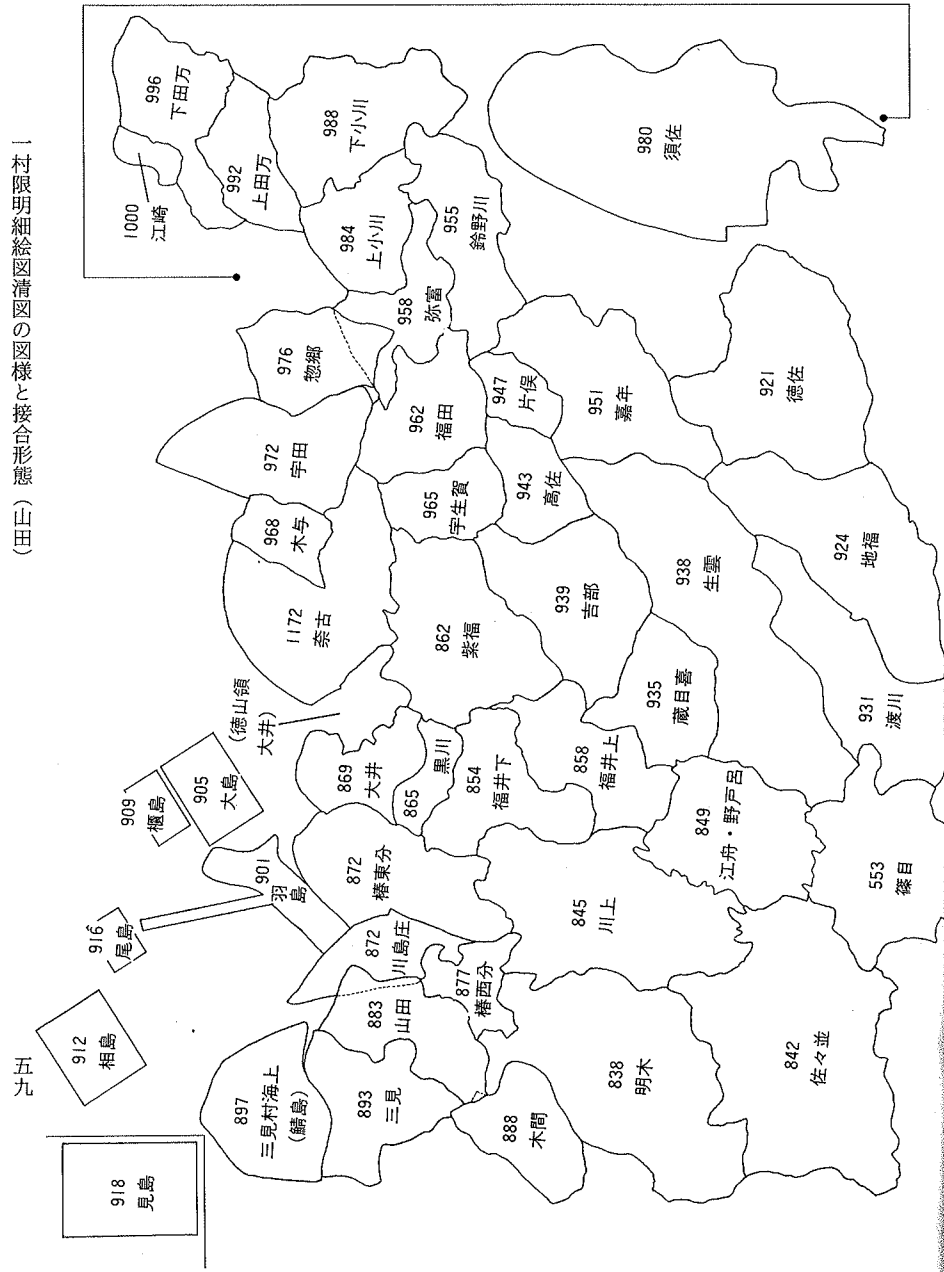


図12-2 阿武郡

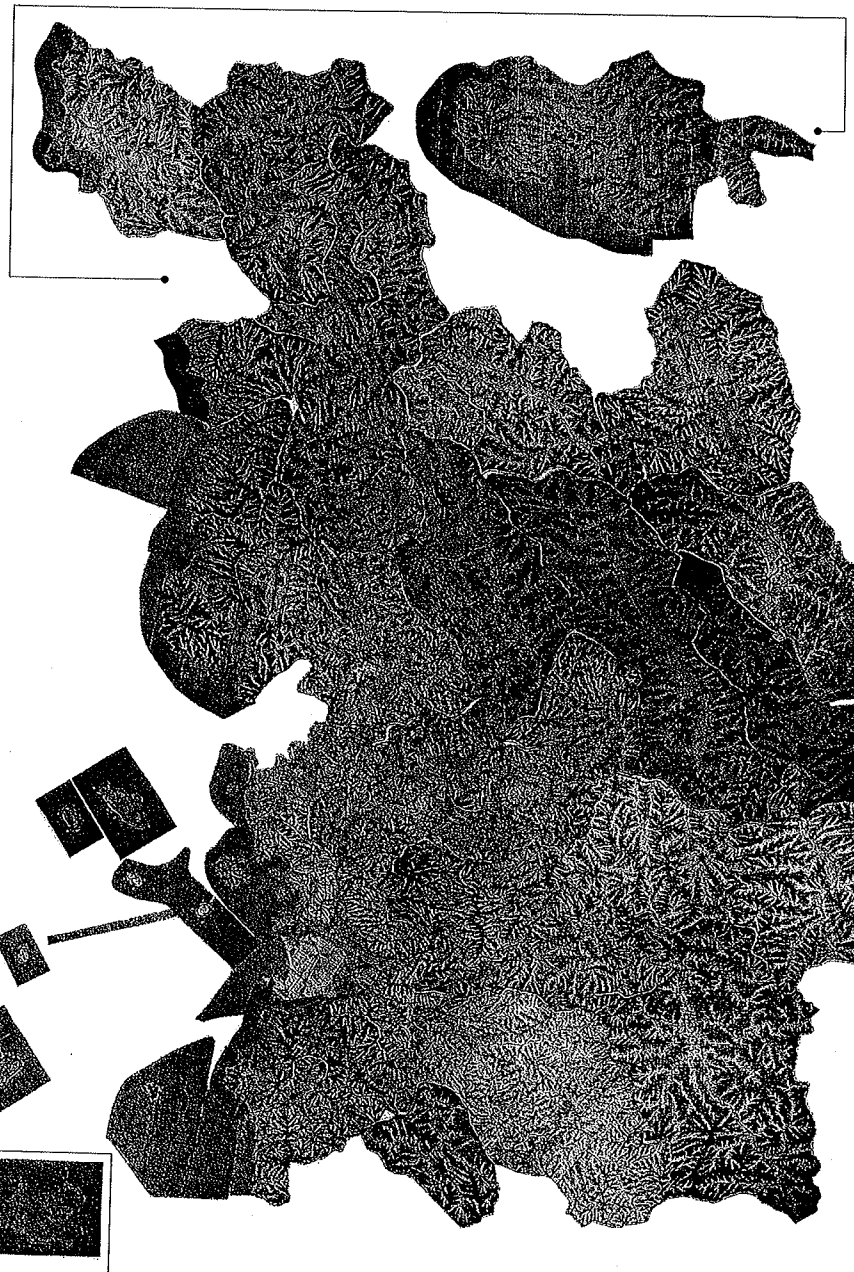


図12-1 阿武郡 <1.6%>

一村限明細図清図の図様と接合形態(山田)

③ 「地下上申絵図はどうつながるのか」(「山口県文書館研究紀要第14号」、一九八七)

館専門研究員河村克典氏に御教示を賜った。末筆ながら厚く御礼申し上げたい。

④ この場合、清図を欠失する村については副図で補った。

なお、本稿は(財)山口県教育財団の平成八年度教育研究(個人)

⑤ 機種はミノルタα7000-1、レンズ35mm f1:3.5。

活動助成を受けたものである。

⑥ 袋入絵図五四番。目録表題「周防国玖珂郡岩国領村敷図」。

⑦ 地下上申絵図四九二番。

⑧ 毛利家文庫・諸省四〇(一七の七)番。

⑨ 全タイプを通じて山々の樹木表記は御立山の範囲を示している
とみられ、今後確認を図りたい。

⑩ 「地下上申絵図の地下図について」『旧記細目』による若干の検討
「山口県文書館研究紀要第12号」、一九八五)

⑪ 毛利家文庫・地誌五四(二の二)番。

(付記)

脱稿後、安下庄村の副図(地名未記入)が、毛利家文庫遠用物の整理中に確認されていることを知った。これで大島郡全域の接合が可能となった。

本稿の作成にあたり、東亜大学教授川村博忠氏、山口県文書